

議案第14号

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

現業職員の給与に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

令和2年4月1日付け人事異動に伴い、再任用職員に係る3級の給与月額を定める。

2 規則の概要

- (1) 給料表の給料月額を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
略					略				
再任用 職員		187,900	215,400	<u>255,600</u>	再任用 職員		187,900	215,400	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。